

外国人雇用対策の概要

外国人雇用の現状

別添資料(プレスリリース)を参照ください。



外国人雇用の課題と対策

- 外国人労働者数・外国人雇用事業所数は過去最多を記録し続けているが^(※)、外国人労働者は、日本の雇用慣行等に関する知識の不足や、言語や文化等の相違を踏まえた雇用管理の必要性等から、法令違反や労働条件等のトラブル等が生じやすい。
- 深刻な人手不足の状況を踏まえ、平成31年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後も外国人労働者の増加が見込まれる。
外国人が我が国で安心して就労・定着できるよう、**特定技能外国人を含む外国人労働者の適正な雇用管理を確保するための事業主向け支援や、在留資格の特性等に着目した外国人向け支援の実施**が求められている。

※ 外国人労働者数は約230万人、外国人雇用事業所数は約34万所（令和6年10月末現在。厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」）



外国人向け支援

共通的な就職支援

- 外国人労働者が離転職した際の職業相談を全国のハローワークにて実施。

高度外国人材・留学生等支援

- 全国ネットワークによるマッチング支援
- モデルカリキュラムによるセミナー等の実施
- 大学とハローワークの連携協定、インターンシップ 等

特定技能外国人支援

- 外国人が就労できる分野・業務、技能水準、日本語能力等を十分に把握した上で、職業相談を実施。

定住外国人等支援

- 通訳員、専門相談員等による職業相談
- 地方自治体と連携した取り組み
- 職場におけるコミュニケーション能力の向上・見える化、雇用慣行習得等の研修を実施 等

<ハローワークの多言語相談体制の整備>

- ・ 通訳員の配置による円滑な職業相談
- ・ 全国全てのハローワークから利用可能な、電話による通訳支援（13か国語対応）
- ・ 求人票の自動英語翻訳の提供

マッチング

都道府県労働局

- ・ 外国人雇用対策担当官
- ・ 外国人雇用管理アドバイザー

ハローワーク（全国544拠点）

● 外国人雇用サービスセンター

高度外国人材に対する就職支援
（東京、愛知、大阪、福岡の4拠点）

● 留学生コーナー（新卒応援HW等）

留学生等に対する就職支援(56拠点)

● 外国人雇用サービスコーナー

定住外国人等の就職支援(139拠点)

- ・ 外国人労働者専門官
- ・ 通訳員
- ・ 外国人雇用管理アドバイザー 等



事業主向け支援

事業所への支援・相談対応

- 採用や雇用管理改善等に関する相談・支援
- 外国人雇用管理指針の周知
- 多言語化等の就労環境整備に対する助成措置
- 人事・労務に役立つ3つの支援ツールの周知 等

外国人雇用管理アドバイザーによる支援

- 雇用管理面・職業生活面での相談・支援
- 在留資格変更等に関する相談・支援 等

企業向けセミナー・面接会等の実施

外国人雇用状況届出の周知・啓発

- 届出義務の適正な履行に向け、周知・啓発を実施
※事業主に外国人の雇入れ・離職の際の届出を義務づけ、把握した情報を事業所訪問等に活用している。

<外国人雇用管理指針の整備>

- ・ 労働関係法令等の遵守、労働条件等の外国人が理解できる方法での説明
- ・ 人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保
- ・ 社会保険への加入・周知 等
※指針を改正、平成31年4月から施行。

外国人を雇用する事業主への 支援策等

事業主に求められる対応

1. 外国人雇用状況の届出【法に基づく義務】（事業主）

（根拠規定）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条

2. 外国人労働者の雇用管理の改善、再就職の援助に関し必要な措置（事業主）

【法に基づく努力義務】

（根拠規定）

同法第7条

3. 外国人雇用管理指針の策定と公表（厚労大臣）

（根拠規定）

同法第8条

外国人雇用状況の届出制度

届出制度の概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

●届出事項

①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域

⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（※）、⑨雇入れ又は離職年月日

⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など （※）令和2年3月1日から在留カード番号を届出事項に追加

届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

外国人雇用管理アドバイザーによる事業主支援について

概要

都道府県労働局等に「外国人雇用管理アドバイザー」※を配置し、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた専門的な指導・援助を行う。

※ 社会保険労務士や中小企業診断士など、外国人労働者の雇用管理の改善に関して深い知識と経験を有する者へ委嘱。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みが可能（相談費用無料）。
訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、相談に対応。

※ このほか、窓口において外国人雇用管理アドバイザーによる相談を実施しているハローワークもある。

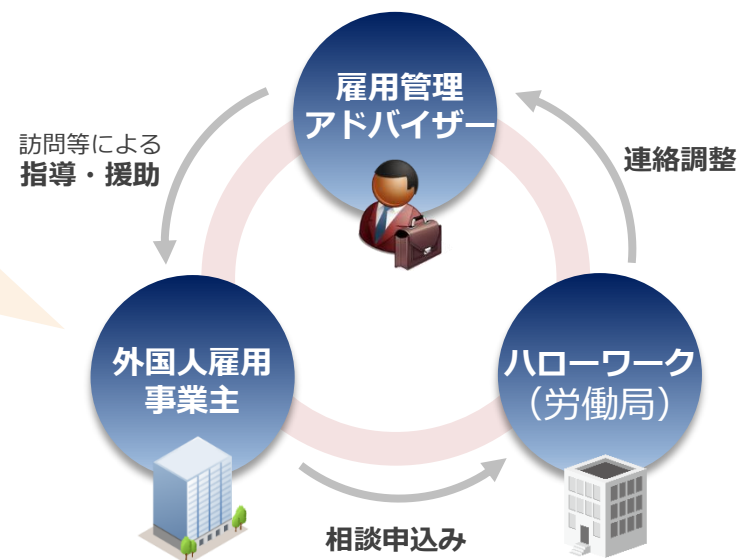
相談事例

【雇用管理面での相談】

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

【職業生活面での相談】

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか 等



外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業

目的

労働力人口が減少傾向にあり、外国人労働者や外国人雇用事業所が増加傾向にある中、外国人労働者を採用し、職場・地域への定着を図るためには、外国人特有の事情にも配慮し、適正な雇用労務管理を行うことが重要。

そのため、外国人労働者がその能力を十分に発揮し活躍できる就労環境整備に取り組むために必要となる外国人雇用に関するルール・制度のほか、言語・文化の違いや必要な配慮などを内容とする講習をモデル的に実施。

受講対象者

- ◆ 外国人労働者雇用労務責任者として選任されている（選任予定含む）者
 - ◆ 外国人労働者を雇用する事業所（雇用を予定している事業所含む）の事業主・人事労務担当者
- （※外国人雇用管理指針では、外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、雇用労務責任者を選任することとしているが、雇用している外国人労働者が常時10人未満の事業所も対象とする）

講習内容

計200分

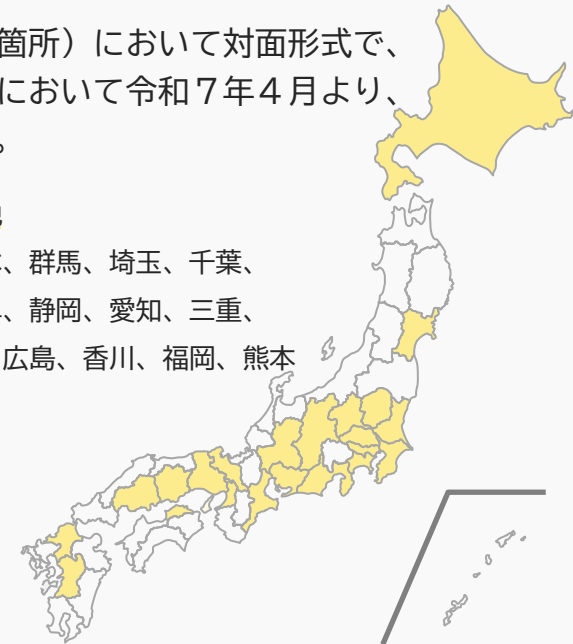
- ▶ 講義1 はじめに【20分】
（適正な外国人労働者雇用労務管理の必要性）
 - ①外国人労働者の雇用状況
 - ②外国人労働者雇用労務管理のポイント
- ▶ 講義2 外国人雇用のルール【60分】
（在留管理制度の知識・手続と外国人雇用状況届出）
 - ①入管法令、在留管理制度の知識・手続
 - ②外国人雇用状況届出
 - ③在留資格の代表例、資格外活動許可の概要
- ▶ 講義3 外国人労働者の雇用労務管理【50分】
（労働関係法令・社会保険関係法令等の知識と対応）
 - ①労働関係法令上の留意点と外国人特有の事業に配慮した対応
 - ②社会保険関係法令上の留意点と外国人特有の事情に配慮した対応
- ▶ 講義4 異文化理解とコミュニケーション配慮【60分】
 - ①職場でのミスコミュニケーション事例
 - ②異文化理解とコミュニケーション配慮のポイント
 - ③働きやすい職場環境作りに向けて
- ▶ 振り返り【5分】

開催地域・予定

22都道府県（右図黄色箇所）において対面形式で、上記含む全47都道府県において令和7年4月より、オンライン形式で開催。

令和7年度 対面講習開催地

北海道、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、熊本



人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

1 事業の目的

- **外国人は**、日本の労働法制・雇用慣行等に関する知識の不足、言語・コミュニケーションの方法や慣習の相違等から、労働条件・解雇等に関するトラブル等が生じやすい。
- ⇒ このため、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、**外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成**を通じて、**外国人労働者の職場定着の促進等を図る**。

2 事業の概要・スキーム

【対象となる措置】

・必須メニュー： ■事業所ごとに**雇用労務責任者を選任** ■**就業規則等の多言語化**を実施

・選択メニュー： 次の①～③のいずれかを実施 ①**苦情・相談体制の整備** ②**一時帰国のための休暇制度の整備** ③**社内マニュアル・標識類等の多言語化**

【計画期間 3か月～12か月】

① 計画書提出

※ 計画開始日の
1か月前の日の
前日まで

② 対象となる 措置の導入

③ 対象となる 措置の実施

※ 計画どおりに
実施

6ヶ月後

④ 支給申請

⑤ 目標達成

⇒ 助成金支給

<目 標> 計画期間の終了から6ヶ月経過するまでの期間の**外国人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が原則15%以下**であること。
ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の事業所は、6ヶ月経過するまでの期間の外国人離職者が1人の場合は支給可。

3 実施主体等

【実施主体】 国（都道府県労働局）

【助成額】 **1制度導入につき20万円（上限80万円）**

※支給対象経費等：通訳費、翻訳機器導入費、翻訳料、弁護士・社労士などへの委託料、社内標識類の設置・改修費 等

（経過措置）支給対象経費の1/2 上限額57万円（令和4年度計画認定分：生産性要件を満たした場合は2/3 上限額72万円）

（令和5年度計画認定分以降：賃上げ要件を満たした場合は2/3 上限額72万円）

【実績（計画認定数）】 令和5年度：7件、令和6年度：6件

最近の動き



外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

※ 主な厚生労働省関連施策 赤字は昨年度からの変更点

○外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- ・ F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》
- ・ 電話通訳の利用促進、医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援等、外国人患者が安心して受診できる環境の整備《39~42》

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

○「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

- ・ 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援《70》
- ・ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》
- ・ 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》
- ・ 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》
- ・ 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》

○「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- ・ 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

○特定技能外国人のマッチング支援策等

- ・ 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《127》

○育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等

- ・ 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備《131》

共生社会の基盤整備に向けた取組

○外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- ・ 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《161》

○共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- ・ 従来の特定技能外国人に加え、特定技能以外の外国人に対しても、社会保険料の納付義務の履行状況確認及び適切に在留審査に反映させる仕組みの検討《125》

○共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- ・ 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《100》

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：293,008人（令和7年2月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：1,351人（令和7年2月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

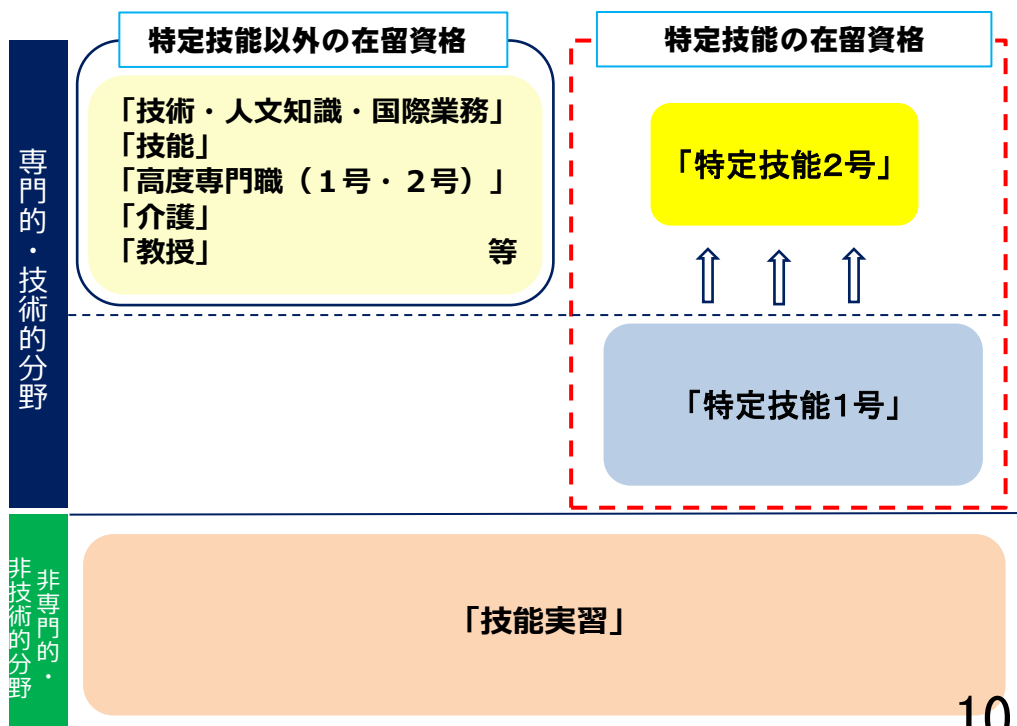
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

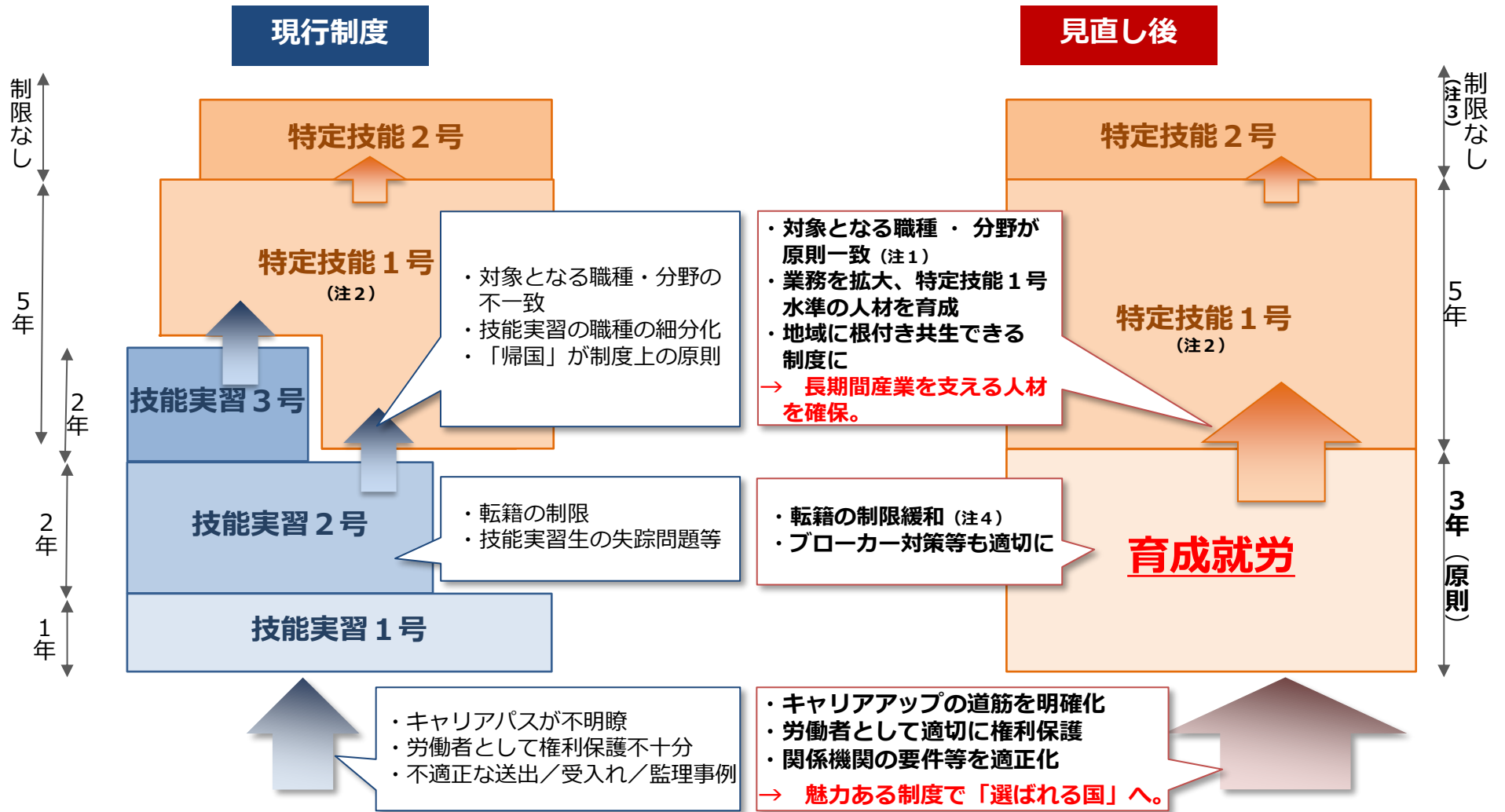
特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



技能実習制度から育成就労制度への制度見直しのイメージ



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

報道関係者 各位

令和8年1月30日

沖縄労働局職業安定部職業対策課
課長：比嘉 淳二
外国人雇用対策担当官：知念 和佳子
(電話)：098-868-3701

沖縄労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和7年(2025年)10月末時点)

～ 外国人労働者数 20,354 人、事業所数 3,697 か所、過去最多 ～

沖縄労働局はこのほど、令和7年(2025年)10月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的として平成19年(2007年)に創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者であり、数値は令和7年(2025年)10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は20,354人で、前年比3,115人、18.1%の増加(全国2,571,037人、前年比268,450人、11.7%増加)(平成19年(2007年)に届出が義務化されて以来、過去最多)。
- 外国人労働者を雇用する事業所数は3,697か所で、前年比413か所、12.6%の増加(全国371,215所、前年比29,128か所、8.5%増加)(平成19年(2007年)に届出が義務化されて以来、過去最多)。
- 国籍別では、ネパールが最も多く5,384人(外国人労働者全体の26.5%)。次いでインドネシア3,942人(同19.4%)、ベトナム2,374人(同11.7%)の順。
- 在留資格別では、「専門的・技術的分野」が最も多く8,266人で、外国人労働者全体の40.6%。次いで留学生等「資格外活動」が4,636人(同22.8%)、「技能実習」が3,459人(17.0%)の順。

(添付資料)

- ・別添1「外国人雇用状況」の届出状況【沖縄労働局】(令和7年(2025年)10月末時点)
- ・別添2「外国人雇用状況」の届出状況表一覧【沖縄労働局】(令和7年(2025年)10月末時点)

「外国人雇用状況」の届出状況【沖縄労働局】 (令和7年(2025年)10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けるものである。

II 本県における届出状況のまとめ

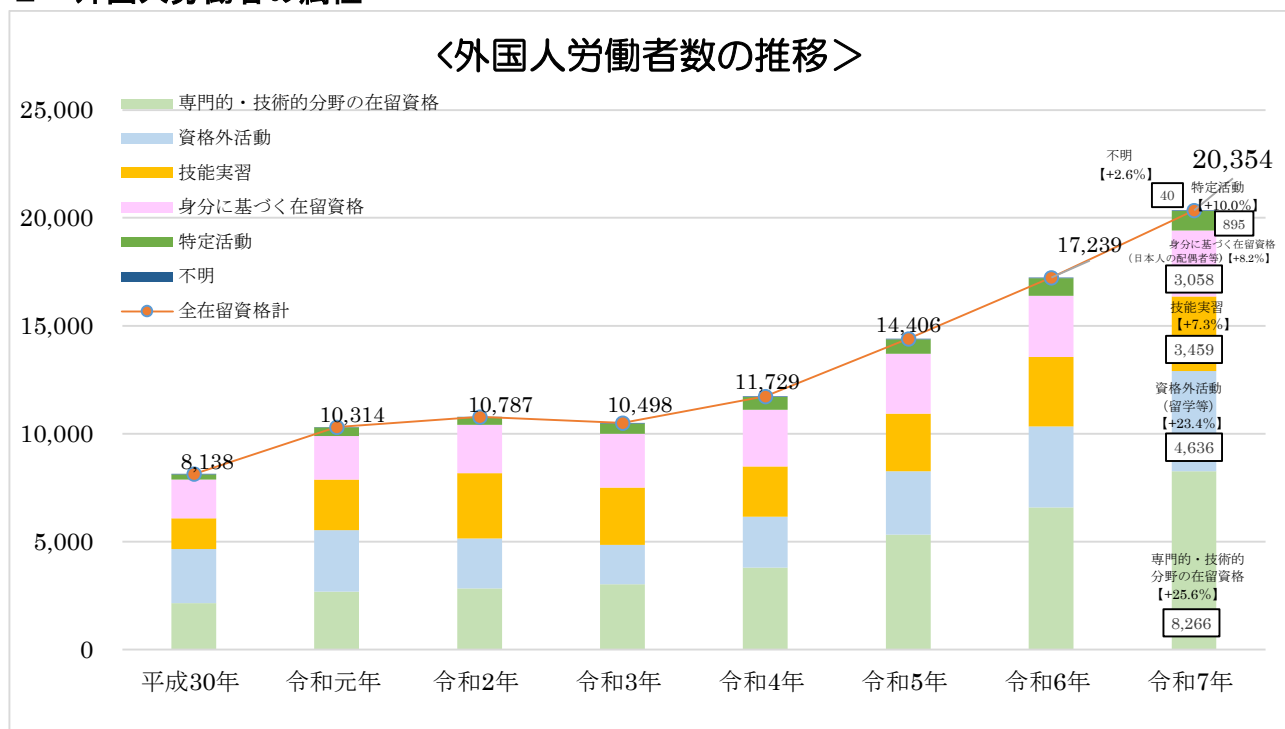
次の1~4は外国人雇用状況届出をもとに、令和7年(2025年)10月末時点の状況を集計したものである。

1 外国人を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

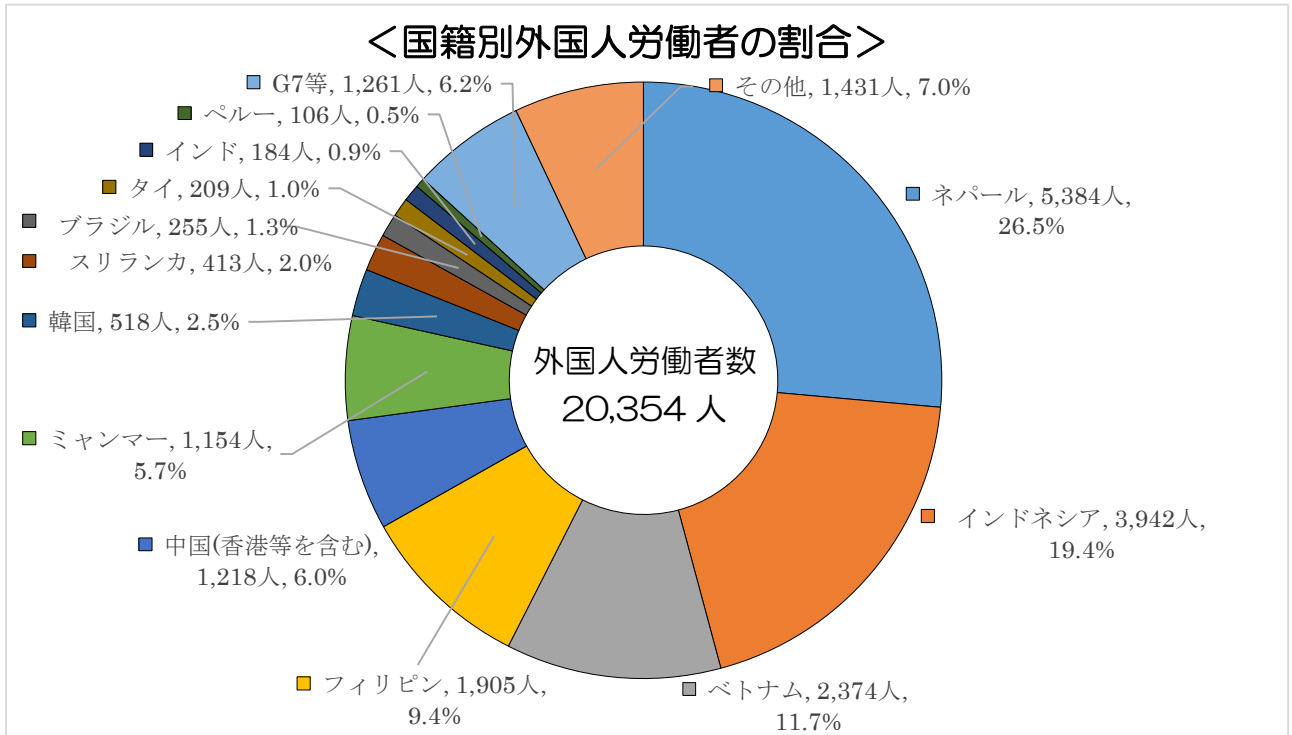
令和7年(2025年)10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は3,697か所(全国比1.0%)であり、外国人労働者数は20,354人(全国比0.8%)であった。これは令和6年(2024年)10月末現在の3,284か所、17,239人に対し、413か所(12.6%)増、3,115人(18.1%)増となっている。外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数は、平成19年(2007年)に届出が義務化されて以来、過去最多となった。

外国人労働者数の増減率を前年比で見ると、令和5年(2023年)は22.8%増、令和6年(2024年)は19.7%増、令和7年(2025年)は18.1%増となった。一方、外国人雇用事業所数は、令和5年(2023年)は前年に比べて10.1%増、令和6年(2024年)は8.4%増、令和7年(2025年)は12.6%増となった。[参考表 [参考-1]]

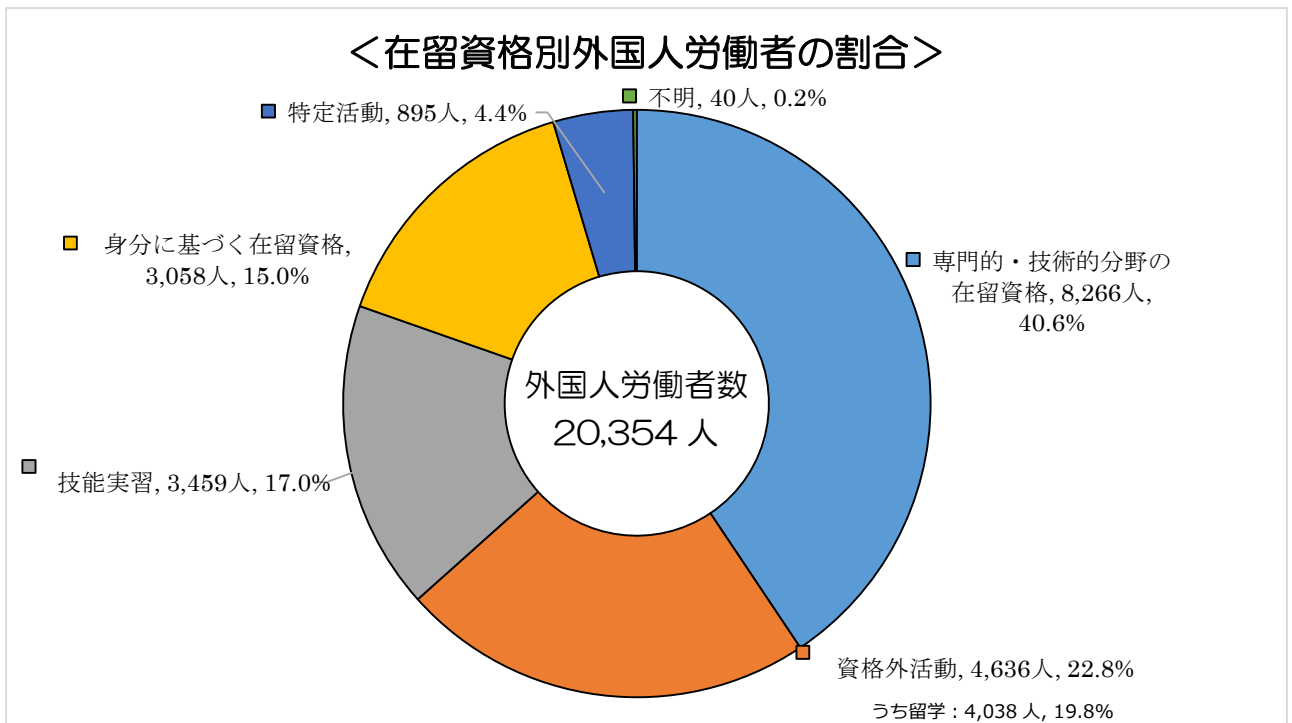
2 外国人労働者の属性



- (1) 国籍別にみると、ネパールが外国人労働者全体の26.5%と最も多く、次いでインドネシアが同19.4%、ベトナムが同11.7%の順となっている。[別表1]



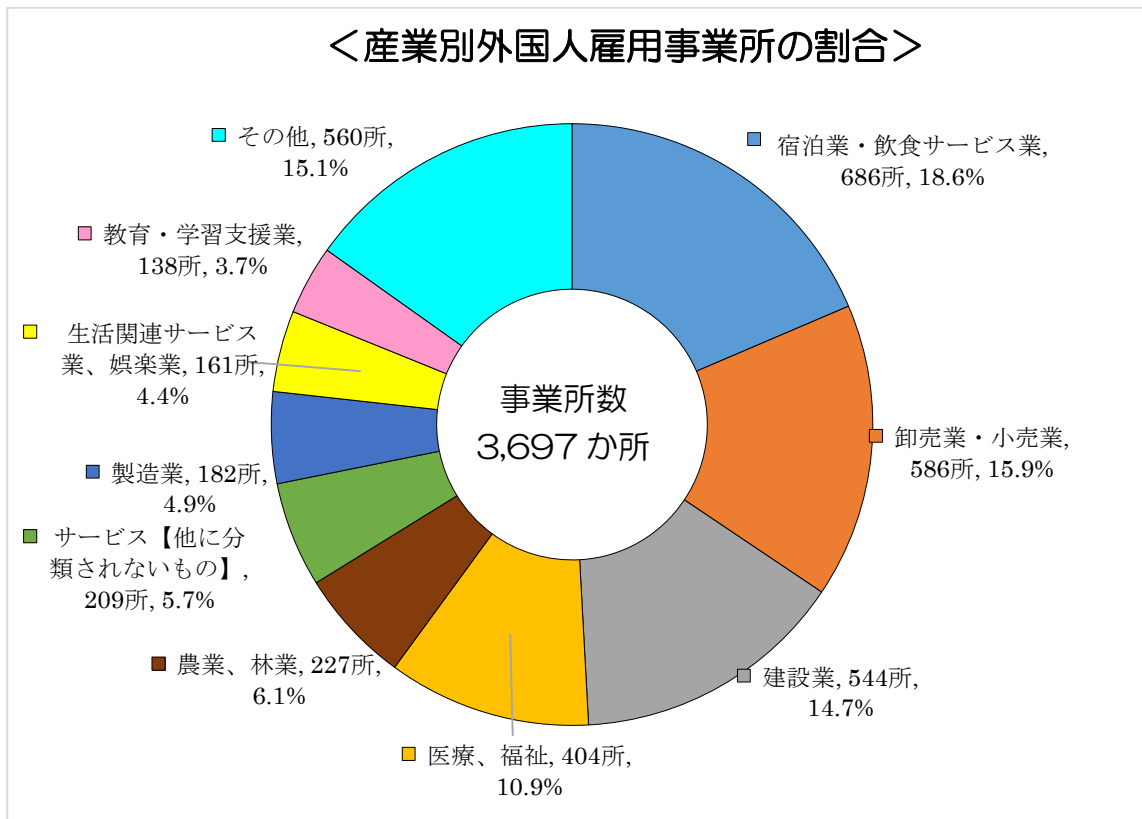
- (2) 在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格^{*1}」が外国人労働者全体の40.6%と最も多く、次いで「資格外活動^{*2}」が同22.8%、「技能実習」が17.0%の順となっている。[別表1]



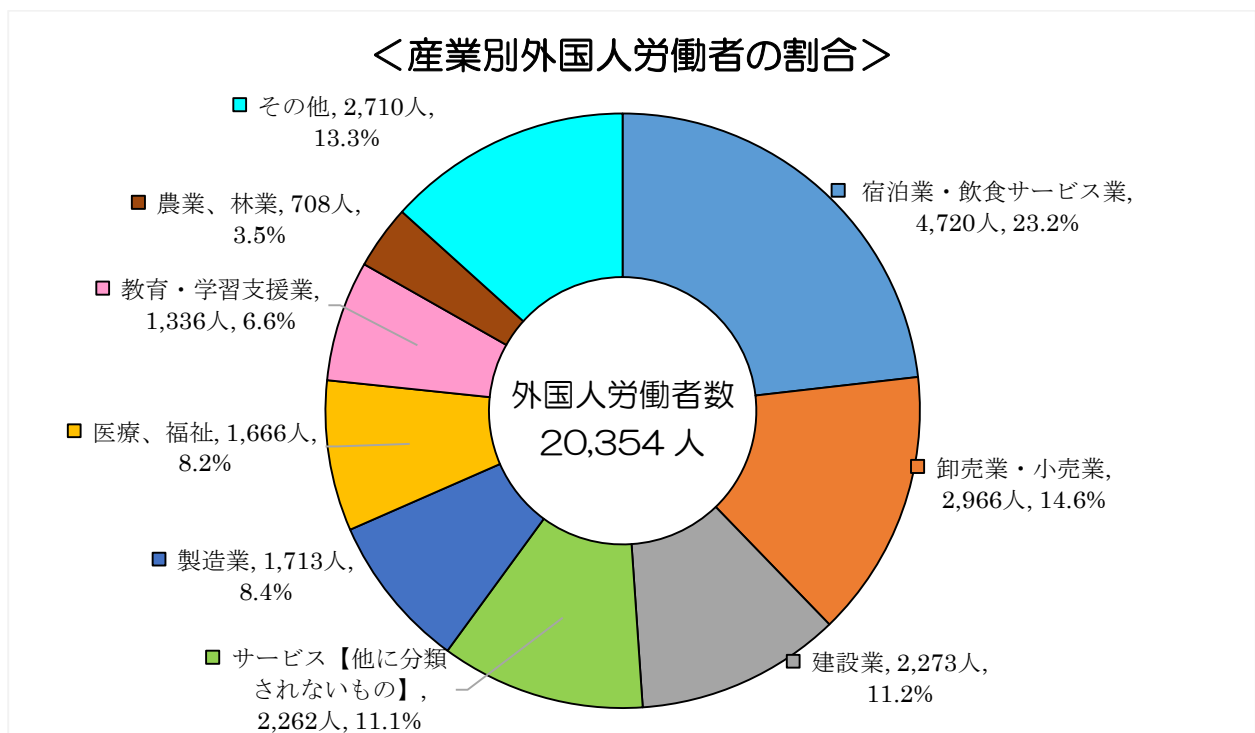
- (3) 国籍別・在留資格別に全体に占める割合をみると、ネパールは、「資格外活動」が国籍別の外国人労働者数に対する在留資格者数の割合で、65.5%（うち「留学」は同58.3%）を占めている。インドネシアは、「専門的・技術的分野の在留資格」が同53.7%となっている。ベトナムについては、「技能実習」が同44.2%となっている。[別表1]

3 産業別にみた外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

- (1) 外国人雇用事業所数を産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が事業所全体の18.6%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が同15.9%、「建設業」が同14.7%、「医療、福祉」が同10.9%となっている。[別表4]

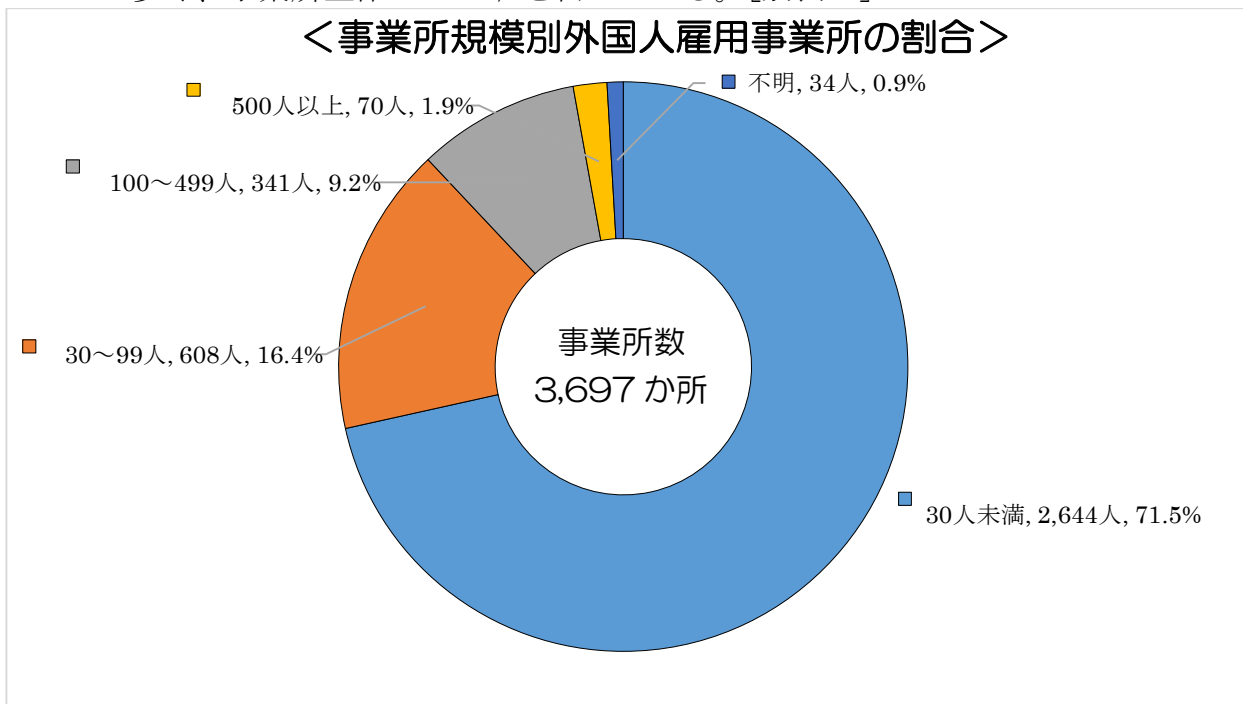


- (2) 外国人労働者数を産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が外国人労働者全体の23.2%と最も多く、次いで「卸売業・小売業」が同14.6%、「建設業」が同11.2%となっている。[別表4]

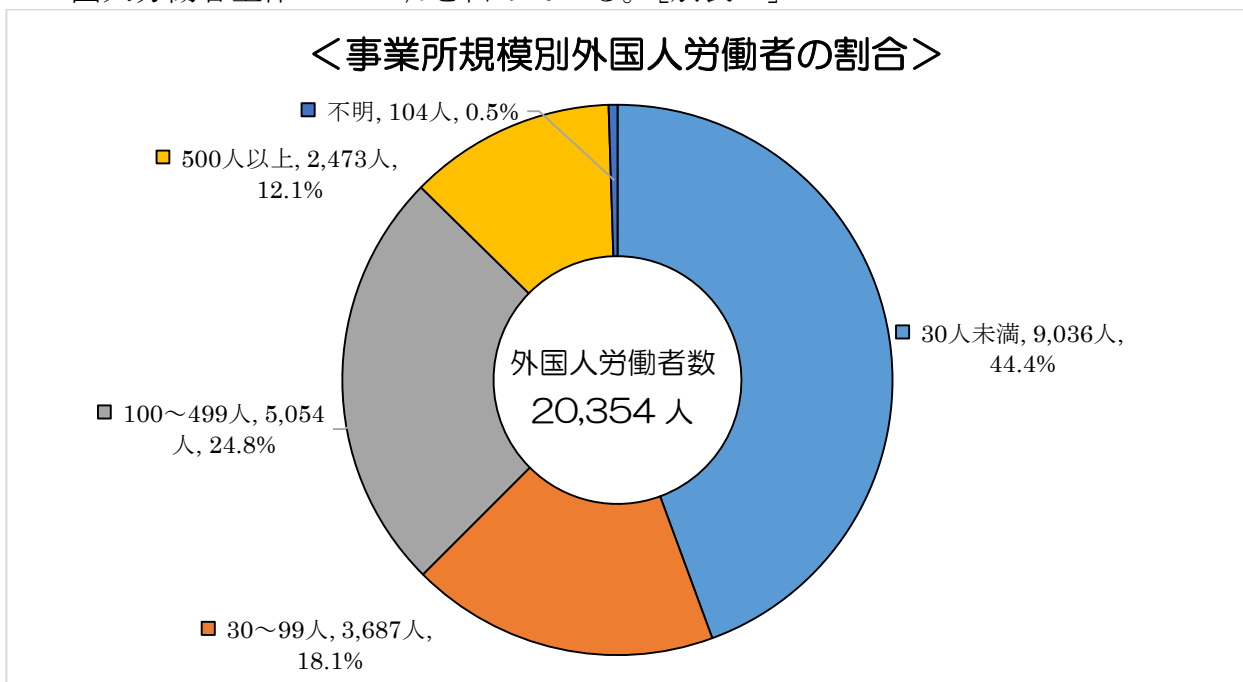


4 事業所規模別にみた外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

(1) 外国人雇用事業所数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の71.5%を占めている。[別表8]



(2) 外国人労働者数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の44.4%を占めている。[別表8]



※1 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

※2 「資格外活動」には、資格外活動許可を受けていないと就労することができない「留学」、「家族滞在」等が該当する。

「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和7年10月末時点）

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数

[別表2] 都道府県別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表3] 都道府県別・在留資格別外国人労働者数

[別表4] 産業別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表5] 都道府県別・産業別外国人労働者数

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数

[別表8] 事業所規模別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

【別表1】国籍別・在留資格別外国人労働者数（沖縄労働局）

令和7年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計 （注1）	①専門的・技術的分野の在留資格（注2）			②特定活動 （注3）	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能			計	うち留学	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国総計	20,354	8,266 (40.6%)	3,182 (15.6%)	3,935 (19.3%)	895 (4.4%)	3,459 (17.0%)	4,038 (19.8%)	3,058 (15.0%)	1,880 (9.2%)	839 (4.1%)	70 (0.3%)	269 (1.3%)	40 (0.2%)
ベトナム	2,374 [11.7%]	814 (34.3%)	366 (15.4%)	425 (17.9%)	215 (9.1%)	1,050 (44.2%)	159 (6.7%)	84 (3.5%)	31 (1.3%)	44 (1.9%)	2 (0.1%)	7 (0.3%)	0 (0.0%)
中国 （香港、マカオを含む）	1,218 [6.0%]	626 (51.4%)	483 (39.7%)	13 (1.1%)	16 (1.3%)	22 (1.8%)	106 (8.7%)	397 (32.6%)	321 (26.4%)	46 (3.8%)	8 (0.7%)	22 (1.8%)	1 (0.1%)
フィリピン	1,905 [9.4%]	621 (32.6%)	395 (20.7%)	154 (8.1%)	35 (1.8%)	326 (17.1%)	35 (1.8%)	855 (44.9%)	652 (34.2%)	108 (5.7%)	14 (0.7%)	81 (4.3%)	2 (0.1%)
ネパール	5,384 [26.5%]	1,599 (29.7%)	943 (17.5%)	569 (10.6%)	108 (2.0%)	60 (1.1%)	3,137 (68.3%)	91 (1.7%)	32 (0.6%)	38 (0.7%)	20 (0.4%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	3,942 [19.4%]	2,115 (53.7%)	82 (2.1%)	1,956 (49.6%)	330 (8.4%)	1,401 (35.5%)	37 (0.9%)	44 (1.1%)	24 (0.6%)	15 (0.4%)	0 (0.0%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)
ミャンマー	1,154 [5.7%]	601 (52.1%)	50 (4.3%)	537 (46.5%)	25 (2.2%)	319 (27.6%)	198 (17.2%)	9 (0.8%)	3 (0.3%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
ブラジル	255 [1.3%]	17 (6.7%)	5 (2.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (2.7%)	229 (89.8%)	128 (50.2%)	25 (9.8%)	0 (0.0%)	76 (29.8%)	0 (0.0%)
韓国	518 [2.5%]	256 (49.4%)	218 (42.1%)	8 (1.5%)	53 (10.2%)	0 (0.0%)	13 (2.5%)	193 (37.3%)	119 (23.0%)	65 (12.5%)	2 (0.4%)	7 (1.4%)	0 (0.0%)
スリランカ	413 [2.0%]	170 (41.2%)	42 (10.2%)	118 (28.6%)	4 (1.0%)	67 (16.2%)	145 (35.1%)	19 (4.6%)	5 (1.2%)	14 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
タイ	209 [1.0%]	48 (23.0%)	15 (7.2%)	14 (6.7%)	8 (3.8%)	116 (55.5%)	6 (2.9%)	30 (14.4%)	12 (5.7%)	11 (5.3%)	2 (1.0%)	5 (2.4%)	0 (0.0%)
インド	184 [0.9%]	148 (80.4%)	11 (6.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	4 (2.2%)	23 (12.5%)	16 (8.7%)	0 (0.0%)	4 (2.2%)	3 (1.6%)	0 (0.0%)
ペルー	106 [0.5%]	7 (6.6%)	5 (4.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	98 (92.5%)	79 (74.5%)	7 (6.6%)	0 (0.0%)	12 (11.3%)	0 (0.0%)
G7等（注4）	1,261 [6.2%]	502 (39.8%)	165 (13.1%)	1 (0.1%)	21 (1.7%)	0 (0.0%)	31 (2.5%)	672 (53.3%)	290 (23.0%)	336 (26.6%)	10 (0.8%)	36 (2.9%)	35 (2.8%)
うちアメリカ	726 [3.6%]	233 (32.1%)	73 (10.1%)	0 (0.0%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)	8 (1.1%)	449 (61.8%)	190 (26.2%)	229 (31.5%)	6 (0.8%)	24 (3.3%)	33 (4.5%)
うちイギリス	136 [0.7%]	63 (46.3%)	24 (17.6%)	0 (0.0%)	4 (2.9%)	0 (0.0%)	3 (2.2%)	65 (47.8%)	32 (23.5%)	28 (20.6%)	2 (1.5%)	3 (2.2%)	1 (0.7%)
その他	1,431 [7.0%]	742 (51.9%)	402 (28.1%)	139 (9.7%)	80 (5.6%)	96 (6.7%)	171 (11.9%)	314 (21.9%)	168 (11.7%)	125 (8.7%)	8 (0.6%)	13 (0.9%)	2 (0.1%)

注1：「」内は、外国人労働者総数（全国総計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「看護」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事従事者、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事従事者、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表2] 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（沖繩労働局）

令和7年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数		構成比 (注3)	外国人労働者数		構成比 (注3)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注1)		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)	
総計	3,697	149 [4.0%]	100.0%	20,354	2,535 [12.5%]	100.0%
1 那覇公共職業安定所	2,029	73 [3.6%]	54.9%	11,852	1,628 [13.7%]	58.2%
2 沖繩公共職業安定所	1,116	48 [4.3%]	30.2%	6,019	581 [9.7%]	29.6%
3 名護公共職業安定所	222	9 [4.1%]	6.0%	919	71 [7.7%]	4.5%
4 宮古公共職業安定所	138	4 [2.9%]	3.7%	857	60 [7.0%]	4.2%
5 八重山公共職業安定所	192	15 [7.8%]	5.2%	707	195 [27.6%]	3.5%

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該地域の外国人雇用事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該地域の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、事業所総数（総計）及び外国人労働者総数（総計）に対する当該地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（沖繩労働局）

令和7年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格（注2）		②特定活動（注3）	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明							
		計	構成比（注1）			うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能	計	構成比（注1）	うち永住者	うち日本人の配偶者等		うち永住者の配偶者等	うち定住者					
総数	20,354	8,266	(40.6%)	3,182	3,935	895	(4.4%)	3,459	(17.0%)	4,636	(22.8%)	4,038	3,058	(15.0%)	1,880	839	70	269	40
1 那覇公共職業安定所	11,852	4,530	(38.2%)	1,691	2,503	362	(3.1%)	1,743	(14.7%)	3,833	(32.3%)	3,412	1,379	(11.6%)	877	377	32	93	5
2 沖繩公共職業安定所	6,019	2,493	(41.4%)	1,071	792	288	(4.8%)	1,188	(19.7%)	679	(11.3%)	555	1,336	(22.2%)	792	367	38	139	35
3 名護公共職業安定所	919	462	(50.3%)	139	260	102	(11.1%)	164	(17.8%)	74	(8.1%)	41	117	(12.7%)	73	33	-	11	0
4 宮古公共職業安定所	857	405	(47.3%)	179	182	90	(10.5%)	174	(20.3%)	44	(5.1%)	29	144	(16.8%)	97	35	-	12	0
5 八重山公共職業安定所	707	376	(53.2%)	102	198	53	(7.5%)	190	(26.9%)	6	(0.8%)	1	82	(11.6%)	41	27	-	14	0

注1：（ ）内は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表4] 産業別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（沖縄労働局）

令和7年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	3,697	149	[4.0%]	100.0%	20,354	2,535	[12.5%]	100.0%
A 農業、林業	227	1	[0.4%]	6.1%	708	1	[0.1%]	3.5%
うち 農業	227	1	[0.4%]	6.1%	708	1	[0.1%]	3.5%
B 漁業	48	1	[2.1%]	1.3%	93	1	[1.1%]	0.5%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%
D 建設業	544	16	[2.9%]	14.7%	2,273	193	[8.5%]	11.2%
E 製造業	182	2	[1.1%]	4.9%	1,713	20	[1.2%]	8.4%
うち 食料品製造業	82	1	[1.2%]	2.2%	1,449	18	[1.2%]	7.1%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	13	0	[0.0%]	0.4%	31	0	[0.0%]	0.2%
うち 繊維工業	6	0	[0.0%]	0.2%	12	0	[0.0%]	0.1%
うち 金属製品製造業	12	0	[0.0%]	0.3%	56	0	[0.0%]	0.3%
うち 生産用機械器具製造業	1	0	[0.0%]	0.0%	3	0	[0.0%]	0.0%
うち 電気機械器具製造業	9	0	[0.0%]	0.2%	26	0	[0.0%]	0.1%
うち 輸送用機械器具製造業	8	0	[0.0%]	0.2%	18	0	[0.0%]	0.1%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	[33.3%]	0.1%	3	1	[33.3%]	0.0%
G 情報通信業	99	15	[15.2%]	2.7%	470	38	[8.1%]	2.3%
H 運輸業、郵便業	72	1	[1.4%]	1.9%	297	1	[0.3%]	1.5%
I 卸売業、小売業	586	7	[1.2%]	15.9%	2,966	62	[2.1%]	14.6%
J 金融業、保険業	11	0	[0.0%]	0.3%	19	0	[0.0%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	116	0	[0.0%]	3.1%	414	0	[0.0%]	2.0%
L 学術研究、専門・技術サービス業	128	6	[4.7%]	3.5%	303	48	[15.8%]	1.5%
M 宿泊業、飲食サービス業	686	16	[2.3%]	18.6%	4,720	223	[4.7%]	23.2%
うち 宿泊業	223	11	[4.9%]	6.0%	2,245	218	[9.7%]	11.0%
うち 飲食店	450	4	[0.9%]	12.2%	2,439	4	[0.2%]	12.0%
N 生活関連サービス業、娯楽業	161	5	[3.1%]	4.4%	609	102	[16.7%]	3.0%
O 教育、学習支援業	138	3	[2.2%]	3.7%	1,336	117	[8.8%]	6.6%
P 医療、福祉	404	2	[0.5%]	10.9%	1,666	29	[1.7%]	8.2%
うち 医療業	86	2	[2.3%]	2.3%	413	29	[7.0%]	2.0%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	317	0	[0.0%]	8.6%	1,252	0	[0.0%]	6.2%
Q 複合サービス事業	21	1	[4.8%]	0.6%	104	18	[17.3%]	0.5%
R サービス業（他に分類されないもの）	209	69	[33.0%]	5.7%	2,262	1,663	[73.5%]	11.1%
うち 自動車整備業	30	1	[3.3%]	0.8%	108	3	[2.8%]	0.5%
うち 職業紹介・労働者派遣業	44	38	[86.4%]	1.2%	1,183	1,168	[98.7%]	5.8%
うち その他の事業サービス業	85	28	[32.9%]	2.3%	813	487	[59.9%]	4.0%
S 公務（他に分類されるものを除く）	57	3	[5.3%]	1.5%	392	18	[4.6%]	1.9%
T 分類不能の産業	5	0	[0.0%]	0.1%	6	0	[0.0%]	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表5] 地域別・産業別外国人労働者数（沖縄労働局）

令和7年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)	
総数	20,354	2,273	11.2%	1,713	8.4%	470	2.3%	2,966	14.6%	4,720	23.2%	1,336	6.6%	1,666	8.2%	2,262	11.1%
1 那覇公共職業安定所	11,852	826	7.0%	1,279	10.8%	311	2.6%	2,399	20.2%	2,324	19.6%	348	2.9%	943	8.0%	1,729	14.6%
2 沖縄公共職業安定所	6,019	1,174	19.5%	308	5.1%	156	2.6%	425	7.1%	1,440	23.9%	926	15.4%	538	8.9%	369	6.1%
3 名護公共職業安定所	919	97	10.6%	55	6.0%	1	0.1%	73	7.9%	331	36.0%	35	3.8%	96	10.4%	26	2.8%
4 宮古公共職業安定所	857	86	10.0%	34	4.0%	2	0.2%	35	4.1%	336	39.2%	7	0.8%	49	5.7%	108	12.6%
5 八重山公共職業安定所	707	90	12.7%	37	5.2%	-	0.0%	34	4.8%	289	40.9%	20	2.8%	40	5.7%	30	4.2%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、地域別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（沖繩労働局）

令和7年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)	
総数	20,354	11.2%	2,273	8.4%	470	2.3%	2,966	14.6%	4,720	23.2%	1,336	6.6%	1,666	8.2%	2,262	11.1%	
①専門的・技術的分野の在留資格 (注3)	8,266	5.3%	442	7.1%	368	4.5%	549	6.6%	1,972	23.9%	778	9.4%	985	11.9%	1,099	13.3%	
うち技術・人文知識・国際業務	3,182	4.8%	152	2.5%	357	11.2%	294	9.2%	961	30.2%	210	6.6%	126	4.0%	225	7.1%	
うち特定技能	3,935	6.8%	269	12.3%	5	0.1%	242	6.1%	715	18.2%	2	0.1%	792	20.1%	853	21.7%	
②特定活動 (注4)	895	11.3%	101	3.9%	5	0.6%	49	5.5%	408	45.6%	8	0.9%	152	17.0%	36	4.0%	
③技能実習	3,459	44.9%	1,553	10.7%	-	0.0%	401	11.6%	251	7.3%	-	0.0%	97	2.8%	370	10.7%	
④資格外活動	4,636	0.2%	10	13.0%	14	0.3%	1,569	33.8%	1,563	33.7%	192	4.1%	175	3.8%	331	7.1%	
うち留学	4,038	0.1%	5	13.2%	11	0.3%	1,388	34.4%	1,359	33.7%	171	4.2%	151	3.7%	277	6.9%	
⑤身分に基づく在留資格	3,058	5.4%	166	3.9%	83	2.7%	395	12.9%	507	16.6%	345	11.3%	256	8.4%	423	13.8%	
うち永住者	1,880	5.2%	97	3.8%	47	2.5%	234	12.4%	299	15.9%	224	11.9%	174	9.3%	227	12.1%	
うち日本人の配偶者等	839	6.4%	54	4.2%	28	3.3%	109	13.0%	135	16.1%	95	11.3%	56	6.7%	142	16.9%	
うち永住者の配偶者等	70	2.9%	2	1.4%	1	1.4%	14	20.0%	16	22.9%	8	11.4%	5	7.1%	11	15.7%	
うち定住者	269	4.8%	13	4.1%	7	2.6%	38	14.1%	57	21.2%	18	6.7%	21	7.8%	43	16.0%	
⑥不明	40	2.5%	1	0.0%	-	0.0%	3	7.5%	19	47.5%	13	32.5%	1	2.5%	3	7.5%	

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数（沖縄労働局）

令和7年10月末時点

(単位：人)

	全産業計		うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
	うち派遣・請負事業所 （注2）	【比率】 （注2）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）	構成比 （注3）
全国総計	20,354	12.5%	2,273	11.2%	1,713	8.4%	470	2.3%	2,966	14.6%	4,720	23.2%	1,336	6.6%	1,666	8.2%	2,262	11.1%
ベトナム	2,374	198	558	23.5%	351	14.8%	145	6.1%	214	9.0%	419	17.6%	12	0.5%	121	5.1%	266	11.2%
中国 （香港、マカオを含む）	1,218	53	14	1.1%	40	3.3%	127	10.4%	227	18.6%	256	21.0%	118	9.7%	26	2.1%	60	4.9%
フィリピン	1,905	339	419	22.0%	53	2.8%	21	1.1%	126	6.6%	260	13.6%	115	6.0%	322	16.9%	215	11.3%
ネパール	5,384	507	40	0.7%	552	10.3%	17	0.3%	1,493	27.7%	2,054	38.2%	111	2.1%	370	6.9%	392	7.3%
インドネシア	3,942	766	949	24.1%	438	11.1%	8	0.2%	298	7.6%	418	10.6%	20	0.5%	354	9.0%	772	19.6%
ミャンマー	1,154	112	31	2.7%	90	7.8%	11	1.0%	261	22.6%	384	33.3%	19	1.6%	231	20.0%	69	6.0%
ブラジル	255	43	12	4.7%	9	3.5%	9	3.5%	21	8.2%	57	22.4%	21	8.2%	12	4.7%	50	19.6%
韓国	518	33	7	1.4%	12	2.3%	37	7.1%	58	11.2%	174	33.6%	41	7.9%	28	5.4%	20	3.9%
スリランカ	413	45	56	13.6%	38	9.2%	8	1.9%	43	10.4%	103	24.9%	1	0.2%	107	25.9%	26	6.3%
タイ	209	38	51	24.4%	4	1.9%	2	1.0%	7	3.3%	70	33.5%	10	4.8%	8	3.8%	45	21.5%
インド	184	16	1	0.5%	9	4.9%	-	0.0%	3	1.6%	82	44.6%	59	32.1%	3	1.6%	15	8.2%
ペルー	106	14	4	3.8%	12	11.3%	4	3.8%	14	13.2%	17	16.0%	4	3.8%	11	10.4%	15	14.2%
G7等（注4）	1,261	153	71	5.6%	20	1.6%	25	2.0%	66	5.2%	136	10.8%	523	41.5%	33	2.6%	112	8.9%
うちアメリカ	726	113	59	8.1%	10	1.4%	17	2.3%	46	6.3%	64	8.8%	257	35.4%	17	2.3%	80	11.0%
うちイギリス	136	10	3	2.2%	2	1.5%	-	0.0%	3	2.2%	12	8.8%	72	52.9%	6	4.4%	9	6.6%
その他	1,431	218	60	4.2%	85	5.9%	56	3.9%	135	9.4%	290	20.3%	282	19.7%	40	2.8%	205	14.3%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所【比率】」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表8] 事業所規模別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（沖縄労働局）

令和7年10月末時点

（単位：所、人）

事業所労働者数	事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数 うち派遣・請負 事業所(注3)
	うち派遣・ 請負事業所 (注1)	[比率] (注1)		うち派遣・ 請負事業所 (注2)	[比率] (注2)		
全事業所規模計	3,697	149 [4.0%]	100.0%	20,354	2,535 [12.5%]	100.0%	5.5
30人未満	2,644	57 [2.2%]	71.5%	9,036	351 [3.9%]	44.4%	3.4
30～99人	608	37 [6.1%]	16.4%	3,687	907 [24.6%]	18.1%	6.1
100～499人	341	44 [12.9%]	9.2%	5,054	674 [13.3%]	24.8%	14.8
500人以上	70	11 [15.7%]	1.9%	2,473	603 [24.4%]	12.1%	35.3
不明	34	- [0.0%]	0.9%	104	- [0.0%]	0.5%	3.1
							-

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考-2] 外国人雇用事業所数（産業別）

（単位：所）

	令和3年 対前年増加率	令和4年 対前年増加率	令和5年 対前年増加率	令和6年 対前年増加率	令和7年 対前年増加率
事業所総数	2,555	2,751	3,029	3,284	3,697
建設業	439	405	443	477	544
製造業	135	134	154	164	182
情報通信業	76	80	83	85	99
卸売業、小売業	380	405	444	508	586
宿泊業、飲食サービス業	413	498	539	616	686
教育、学習支援業	120	125	135	138	138
医療、福祉	221	274	309	348	404
サービス業（他に分類されないもの）	165	186	195	194	209
その他	606	644	727	754	849

注1：各年10月末時点。

注2：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

[参考-3] 外国人雇用事業所数（事業所規模別）

（単位：所）

	令和3年 対前年増加率	令和4年 対前年増加率	令和5年 対前年増加率	令和6年 対前年増加率	令和7年 対前年増加率
事業所総数	2,555	2,751	3,029	3,284	3,697
30人未満	1,777	1,926	2,132	2,298	2,644
30～99人	435	470	519	554	608
100～499人	278	291	302	323	341
500人以上	65	64	67	68	70
不明	0	0	9	41	34
	7.8%	7.7%	10.1%	8.4%	12.6%
	21.9%	8.4%	10.7%	7.8%	15.1%
	18.5%	8.0%	10.4%	6.7%	9.7%
	10.8%	4.7%	3.8%	7.0%	5.6%
	8.3%	-1.5%	4.7%	1.5%	2.9%
	-100.0%	-	-	355.6%	-17.1%

注：各年10月末時点。

[参考-4] 外国人労働者数（国籍別）

（単位：人）

	令和3年 対前年増加率	令和4年 対前年増加率	令和5年 対前年増加率	令和6年 対前年増加率	令和7年 対前年増加率
外国人労働者総数	10,498	11,729	14,406	17,239	20,354
ベトナム	2,467	1,976	2,206	2,309	2,374
中国（香港、マカオを含む）	998	1,025	1,034	1,085	1,218
フィリピン	1,318	1,332	1,553	1,744	1,905
ネパール	1,675	2,472	3,428	4,375	5,384
インドネシア	751	1,292	2,110	2,952	3,942
ミャンマー	276	335	443	836	1,154
ブラジル	138	181	217	228	255
韓国	393	381	451	468	518
スリランカ	108	129	197	269	413
タイ	130	139	168	183	209
インド	118	133	147	166	184
ペルー	96	109	103	105	106
G7等（注2）	1,062	1,093	1,141	1,167	1,261
うちアメリカ	651	663	681	709	726
うちイギリス	101	105	118	124	136
その他	968	1,132	1,208	1,352	1,431

注1：各年10月末時点。

注2：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[参考-5] 外国人労働者数（在留資格別）

（単位：人）

	令和3年 対前年増加率	令和4年 対前年増加率	令和5年 対前年増加率	令和6年 対前年増加率	令和7年 対前年増加率
外国人労働者総数	10,498 -2.7%	11,729 11.7%	14,406 22.8%	17,239 19.7%	20,354 18.1%
専門的・技術的分野の在留資格 （注2）	3,026 6.8%	3,789 25.2%	5,326 40.6%	6,581 23.6%	8,266 25.6%
うち技術・人文知識・国際業務	1,880 -3.4%	2,028 7.9%	2,493 22.9%	2,757 10.6%	3,182 15.4%
うち特定技能	299 184.8%	897 200.0%	1,861 107.5%	2,788 49.8%	3,935 41.1%
特定活動 （注3）	476 35.2%	593 24.6%	676 14.0%	814 20.4%	895 10.0%
技能実習	2,668 -11.8%	2,319 -13.1%	2,673 15.3%	3,223 20.6%	3,459 7.3%
資格外活動	1,817 -21.3%	2,369 30.4%	2,928 23.6%	3,756 28.3%	4,636 23.4%
うち留学	1,545 -25.6%	2,047 32.5%	2,540 24.1%	3,264 28.5%	4,038 23.7%
身分に基づく在留資格	2,483 10.5%	2,634 6.1%	2,771 5.2%	2,826 2.0%	3,058 8.2%
うち永住者	1,537 10.1%	1,626 5.8%	1,710 5.2%	1,746 2.1%	1,880 7.7%
うち日本人の配偶者等	730 7.8%	747 2.3%	785 5.1%	793 1.0%	839 5.8%
うち永住者の配偶者等	37 37.0%	51 37.8%	52 2.0%	55 5.8%	70 27.3%
うち定住者	179 21.8%	210 17.3%	224 6.7%	232 3.6%	269 15.9%
不明	28 27.3%	25 -10.7%	32 28.0%	39 21.9%	40 2.6%

注1：各年10月末時点。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[参考-6] 外国人労働者数（産業別）

（単位：人）

	令和3年 対前年増加率	令和4年 対前年増加率	令和5年 対前年増加率	令和6年 対前年増加率	令和7年 対前年増加率
外国人労働者総数	10,498 -2.7%	11,729 11.7%	14,406 22.8%	17,239 19.7%	20,354 18.1%
建設業	1,521 -12.1%	1,277 -16.0%	1,624 27.2%	1,952 20.2%	2,273 16.4%
製造業	910 -11.9%	1,029 13.1%	1,193 15.9%	1,498 25.6%	1,713 14.4%
情報通信業	263 13.4%	291 10.6%	367 26.1%	380 3.5%	470 23.7%
卸売業、小売業	1,526 3.3%	1,699 11.3%	1,952 14.9%	2,445 25.3%	2,966 21.3%
宿泊業、飲食サービス業	1,735 -3.6%	2,084 20.1%	3,028 45.3%	3,933 29.9%	4,720 20.0%
教育、学習支援業	980 6.6%	1,146 16.9%	1,194 4.2%	1,267 6.1%	1,336 5.4%
医療、福祉	620 44.5%	801 29.2%	1,009 26.0%	1,338 32.6%	1,666 24.5%
サービス業（他に分類されないもの）	1,126 3.2%	1,355 20.3%	1,632 20.4%	1,850 13.4%	2,262 22.3%
その他	1,817 -12.4%	2,047 12.7%	2,407 17.6%	2,576 7.0%	2,948 14.4%

注1：各年10月末時点。

注2：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

[参考-7] 外国人雇用事業所数・外国人労働者数（地域別）

（単位：所、人）

地域計	令和5年		令和6年		令和7年							
	事業所数	対前年 増加率	外国人 労働者数	対前年 増加率	事業所数	対前年 増加率	外国人 労働者数	対前年 増加率				
1 那覇公共職業安定所	3,029	10.1%	14,406	22.8%	3,284	8.4%	17,239	19.7%	3,697	12.6%	20,354	18.1%
2 沖縄公共職業安定所	1,698	8.2%	8,450	22.3%	1,801	6.1%	10,091	19.4%	2,029	12.7%	11,852	17.5%
3 名護公共職業安定所	916	9.8%	4,387	20.6%	1,010	10.3%	5,142	17.2%	1,116	10.5%	6,019	17.1%
4 宮古公共職業安定所	173	16.1%	580	20.1%	184	6.4%	719	24.0%	222	20.7%	919	27.8%
5 八重山公共職業安定所	102	25.9%	553	49.1%	118	15.7%	696	25.9%	138	16.9%	857	23.1%
	140	19.7%	436	32.9%	171	22.1%	591	35.6%	192	12.3%	707	19.6%

注：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

外国人を雇用する事業主の皆さまへ

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

- **24時間、365日いつでも届出できます！**
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- **ハローワークへの来所は不要です！**
- **複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

①外国人の氏名 (ローマ字)		姓	名	ミドルネーム
②③の者の在留資格 (種類)		④⑤の者の在留期間 (期間)		
⑥⑦の者の生年月日 (西暦)		年	月	日
⑧⑨の者の国籍・地域		⑩⑪の者の性別		
		1 男 ・ 2 女		
⑫⑬の者の在留カードの番号 在留カードの番号と一致しない場合は「なし」と記載してください。		⑭⑮の者の在留カードの有効期限の有無		
		1 有 ・ 2 無		
雇入れ年月日 (西暦)	年	月	日	離職年月日 (西暦)
	年	月	日	年
	年	月	日	年
	年	月	日	年
	年	月	日	年
	年	月	日	年
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届け出ます。				
事業主の名称、所在地、電話番号等		雇入れ又は離職に係る事業所		
氏名		住所		
		TEL		
		TEL		
社会保険 の 被 保 者	氏名	公共職業安定所長 殿		

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

外国人雇用状況届出システム

検索

↓このバーナーが目印です



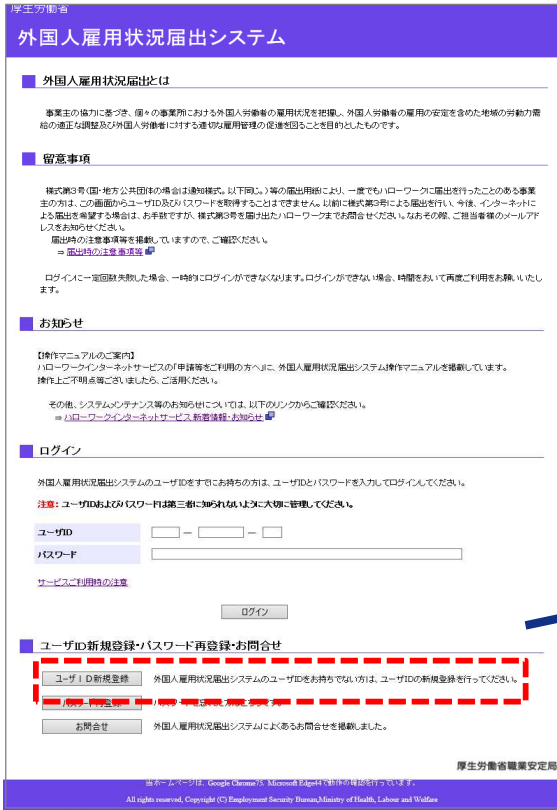
外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

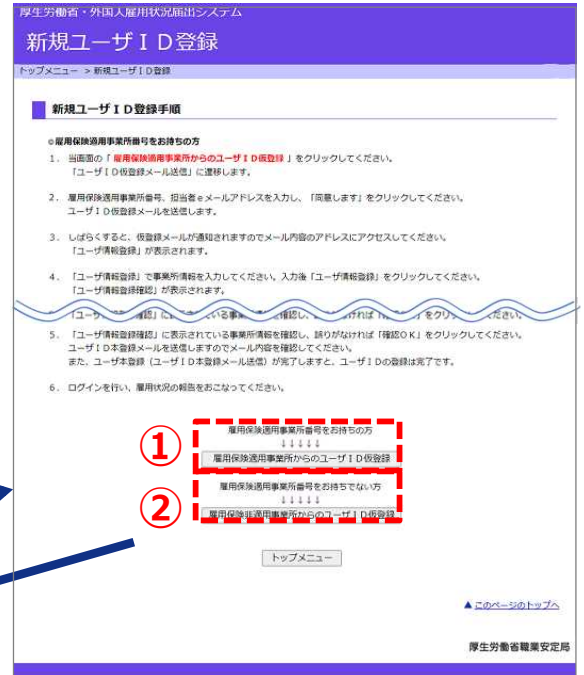
インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>



「ユーザーID新規登録」をクリック



- ①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
 - ②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は
▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」
- をそれぞれクリック



それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに**仮登録メール**が自動送信されるので、**メール**が届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「**ユーザー情報登録**」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「**確定**」をクリック
- ▶ **本登録完了**

インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

登録したユーザIDとパスワードを入力して「ログイン」をクリック

「雇用情報メニュー」をクリック

「外国人雇用情報新規登録」をクリック

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了

外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

1 申請方法について

質問

これまでは外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

回答

これまでに、外国人雇用状況届出書（様式第3号）、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 ログイン情報の管理

質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。
ハローワークで登録状況を確認します。

3 社会保険労務士による届出

質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。

外国人労働者 雇用労務責任者講習

～外国人雇用労務管理のポイント～

受講
無料



外国人労働者を採用し、職場・地域への定着を図るためには、外国人特有の事情にも配慮し、適正な雇用労務管理を行うことが重要です。

この講習では、外国人労働者がその能力を十分に発揮し活躍できる就労環境整備に取り組むために必要となる外国人雇用に関するルール・制度のほか、言語・文化の違いや必要な配慮などについて学んでいただきます。

対象

- **外国人労働者雇用労務責任者として選任されている方**
または**選任が予定されている方**
- **外国人労働者を雇用する事業所**
または**雇用を予定している事業所の事業主・人事労務を担当する方**

講習内容と講義時間

オンライン講習日程

- 講義1 はじめに
適正な外国人労働者雇用労務管理の必要性
- 講義2 外国人雇用のルール
在留管理制度の知識・手続と外国人雇用状況届出
- 講義3 外国人労働者の雇用労務管理
労働関係法令・社会保険関係法令等の知識と対応
- 講義4 **異文化理解とコミュニケーション配慮**
- まとめ **振り返りと受講後アンケートの記入**

2026年1月	
2026/1/21(水)	9:30 ~ 13:30
2026/1/23(金)	13:30 ~ 17:30
2026/1/27(火)	9:30 ~ 13:30
2026年2月	
2026/2/5(木)	9:30 ~ 13:30
2026/2/10(火)	13:30 ~ 17:30
2026/2/20(金)	9:30 ~ 13:30
2026/2/25(水)	13:30 ~ 17:30
2026年3月	
2026/3/3(火)	9:30 ~ 13:30
2026/3/4(水)	13:30 ~ 17:30

申し込み方法

申し込みの 注意点

- ・ **事前予約制(各回定員40名)**となります。
- ・ すべて**オンライン講習**です。PC・タブレット等カメラ付き端末とインターネット環境をご用意ください。

申込方法

- ・ 右記二次元バーコード または HPから申し込みフォームにアクセスし、お申し込みください。

オンライン講習HP



右記二次元バーコードを利用できない場合は<https://gaikokujin-roumu.mhlw.go.jp/>からお申し込みください。

お問合せ先

外国人労働者雇用労務責任者講習事務局
(受託事業者) 株式会社エイジェック

TEL:03-4446-2086

(受付時間:平日10:00~17:00)

人材の総合プロデュース企業
AGEKKE
エイジェック